

東証上場第 23 号
2016 年 10 月 28 日

上場会社代表者 各位
上場外国会社代理人

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長 宮原 幸一郎

決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所市場の円滑な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、今般、「決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上について」（制度要綱）を公表いたしましたので、ご通知申し上げます。

今回の見直しは、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、会社法、金融商品取引法、上場規則に基づく 3 つの制度開示について、全体としてより適時に、よりわかりやすく、より効果的・効率的な開示が行われるよう、開示に係る自由度を向上させることが提言されたことを受け、決算短信・四半期決算短信の様式について使用強制をとりやめることで、自由度を高めるものです。

なお、本件につきましては、2017 年 3 月末日以後最初に終了する通期決算又は四半期決算の開示から適用する予定です。

敬具

※ 本件につきましては、現在、パブリック・コメント手続に付しております。その詳細につきましては、当取引所のホームページをご覧ください。

(URL: <http://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/index.html>)

※ 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループの提言を踏まえた決算短信・四半期決算短信の記載事項の具体的な見直し等については、パブリック・コメント期間終了後、本年中を目途に改めてお知らせいたします。

【本件に関するお問合せ先】

株式会社東京証券取引所 上場部企画グループ

03-3666-0141 (代表)

050-3377-7375 (夜間直通)

決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上について

2016年10月28日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

政府は、『日本再興戦略』改訂2015において、持続的に企業価値を向上させるための企業と投資家の建設的な対話を促進する観点から、企業の情報開示について統合的な開示の在り方を検討することを求めています。これを受けた金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループは、会社法、金融商品取引法、上場規則に基づく3つの制度開示について、全体としてより適時に、よりわかりやすく、より効果的・効率的な開示が行われるよう、開示に係る自由度を向上させることを提言しています(2016年4月18日)。

そこで、当取引所では、決算短信・四半期決算短信(以下「短信」といいます。)の様式について使用強制をとりやめることで、自由度を高めることとします。

II. 概要

項目	内容	備考
短信の様式に関する自由度の向上	<ul style="list-style-type: none">当取引所が定める短信の様式のうち、本体である短信のサマリー情報について、上場会社に対して課している使用義務は、これを撤廃します。	<ul style="list-style-type: none">これに伴い、本体である短信のサマリー情報については、付属資料である短信の添付資料と同様、短信作成の際の参考様式として、上場会社に対しその使用を要請するに止めることとします。

III. 実施時期(予定)

2017年3月末日以後最初に終了する通期決算又は四半期決算の開示から適用します。

以上